

京都市障害者教養文化・体育会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 86 号

京都市障害者教養文化・体育会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市障害者教養文化・体育会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表利用料金の欄中「50」を「70」に、「1,040」を「1,560」に、「40」を「60」に、「100」を「150」に、「30」を「40」に、「200」を「300」に、「410」を「610」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の京都市障害者教養文化・体育会館条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による付属設備の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)